

エコファーマーの皆様へ

平成24年4月1日より、エコファーマーマークの使用方法が変わります！

農業者が農産物を出荷、販売する際に、その農産物に対してエコファーマーの認定を受けていれば、エコファーマーマークの表示やエコファーマーマークを付して出荷、販売することが可能となっています。

■ エコファーマーとは？ ■

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づいて、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、知事の認定を受けた農業者のことです。

認定証



■ 持続性の高い農業生産方式とは？ ■

農業が持つ自然循環機能を生かし、将来にわたって持続的に農業生産を行うため、たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う農業生産方式のことです。



新たなエコファーマーマークの表示

これまでは、マーク使用に関して手続等の必要はありませんでしたが、平成24年4月1日からは、マークを使用する前の事前届出および前年度の使用状況報告を農林総合事務所へ行う必要があります。また、マークの表示について、一定の制約が加えられます。



注意1 マークの近傍に、「認定番号または生産者名」のいずれかと「県名」を表記

※団体等の生産者全てがエコファーマーの場合、団体名で表示することも可能

注意2 「環境にやさしい農業を行っています」、「環境にやさしい農業をはじめました」

「エコファーマー eco farmer」のいずれかの文字

■エコファーマーマークの使用料は無料です。

■エコファーマーマークの使用手続き

① 使用届出書を作成し、農林総合事務所等に提出してください。

※使用届出書は、下記のホームページよりダウンロードすることができます。

——— 使用届出書 (1) 新たにマークを使用したい場合

→マークの印刷等の前までに、使用届出書を提出してください。

(2) すでにマークを使用している場合

→平成24年3月31日以前からマークを使用しており、引き続き使用したい場合、**平成24年5月末までに**届出書を提出してください。



※すでにマークを使用した資材の在庫は、平成26年3月末まで使用可能です。

② 前年度の使用実績について、**使用状況報告書**を**毎年4月末日までに**農林総合事務所へ提出してください。

■届出等が必要なエコファーマーマークの使用方法

(1) 農産物にマークを使用(シールを添付、包装容器・箱に印刷など)

(2) その他PR等にマークを使用(ポスター、チラシ、名刺など)

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/nougyou/ecofarmer/ecomark.html>



■エコファーマーマークの使用禁止例



縦横比を変更しない



規定以外の色を使用しない
(デザインの関係等でやむを得ない場合は変更可※3)



書体を変更しない



イラストなどで表示しない



視認性を損なう画像や塗りの上で使用しない



識別できないほど小さく使用しない



周辺に煩雑な文章等を表示しない
(説明及び必要認定番号等を除く)



周辺に煩雑な要素を表示しない
(説明及び必要認定番号等を除く)

※3 容器包装等デザインの関係でやむを得ない場合は、色についてのみに単色に変更して使用することができます。

なお、ご不明な点につきましては、最寄りの支店・支所、または農林総合事務所にお問い合わせ下さい。